

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日	2019年8月28日
会社名	五洋食品産業株式会社
会社名（英訳）	GOYO foods Industry Co., Ltd.
本店所在地	福岡県糸島市多久819番地2
代表者役職氏名	代表取締役社長 舛田 圭良
問合せ先	管理部 (092) 332-9610 (代表)
URL	http://www.goyofoods.co.jp/
証券コード	2230

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。

そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

■ 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
イノベーション・エンジン食品革新投資事業有限責任組合	657,900	36.41
舛田 圭良	231,182	12.79
FP 成長支援 A 号投資事業有限責任組合	150,000	8.30
FP ステップアップ支援投資事業有限責任組合	143,032	7.91
NCB 九州活性化投資事業有限責任組合	90,000	4.98
株式会社丸菱	78,000	4.31
エイチシー 5 号投資事業組合	44,000	2.43
上木戸 一仁	27,951	1.54
舛田 タズ子	27,500	1.52
藤永 晋也	22,151	1.22

支配株主（親会社を除く）の有無 なし

親会社の有無 なし

■ 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	5月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

■ 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

- ## (1) 組織形態 監查役設置会社

(2) 取締役關係

①定款上の取締役の員数	8名
②定款上の取締役の任期	1年
③取締役会の議長	社長
④取締役の人数	7名
⑤社外取締役の選任状況	選任している
イ. 社外取締役の人数	2名
ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係（1）

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - h. 上場会社の取引先（d. e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - k. その他

会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 隆		同氏は弊社が経営コンサルを委託していました株式会社ディー・ブレイン九州の業務執行に携わっておりましたが、2014年9月以降は同社の業務執行に携わっておらず、現在は同社と当社との間には取引はありません。	当社の企業価値向上に資する人物、経験、知見及び専門知識等を総合的に勘案した結果、同氏は経営コンサルティング、株式公開サポート業務を通じた上場制度に関する豊富な知識、経営コンサルティング関連会社の経営者として会社経営に関する幅広い経験及び見識を有しております、管理監督を強化することが可能であると考えております。また、当社との特別な資本的、人的及び取引関係がないことから独立かつ公正な立場より客観的な意見を期待し選任しております。
阿部 慎一		—	当社の企業価値向上に資する人物、経験、知見及び専門知識等を総合的に勘案した結果、同氏は公認会計士として、また投資家としても豊富な経験及び見識を有しております、管理監督を強化することが可能であると考えております。

⑥指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

(3) 監査役関係

①監査役会の設置の有無 設置している

②定款上の監査役の員数 4名

③監査役の人数 3名

④監査役、会計監査人、内部監査室の連携状況

内部監査室長と監査役は、隨時情報交換を実施しており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取組んでおります。また、内部監査室長と監査役は、会計監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、各監査を有機的に連携させることにより、各監査の実行性及び効率性の向上を図るとともに、当社の業務の適正の確保に努めています。

⑤社外監査役の選任状況 選任している

イ. 社外監査役の人数 2名

ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0名

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※）												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大野 良一	他の会社の出身者							△						
池田 智之	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野 良一		同氏は株式会社福岡銀行の業務執行に携わっておりましたが、2002年5月以降は同行の業務執行に携わっておりません。なお、同行と当社の間には定常的な銀行取引があります。	同氏は銀行業務を通じた財務知識、銀行関連会社の経営者として会社経営に関する幅広い経験・知識を有しております。
池田 智之		—	同氏は人事労務全般の実務経験を活かし、社会保険労務士として培われた専門的知見を有しております。

(4) 独立役員関係

- | | |
|----------------|----|
| ①独立役員の人数 | 0名 |
| ②その他独立役員に関する事項 | なし |

(5) インセンティブ関係

- ①取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況：ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は業績達成条件付新株予約権制度を採用しています。

当該制度は、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、取締役会決議で新株予約権を発行する方法によるものであります。なお、業績達成条件付新株予約権は新株予約権を引き受けた者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

- ②ストックオプションの付与対象者：社内取締役、管理職

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員のうち、当社の経営上重要な地位にある者を、取締役会決議によりストックオプションの付与対象としています。

(6) 取締役報酬関係

- ①（個別の取締役報酬の）開示状況：個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、社外役員それぞれの総額の報酬額を開示しております。

- ②報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

取締役の報酬は、株主総会で報酬の総額を決定し、企業業績と取締役個人の役位及び成果を適正に連動させることを基本方針として、取締役会でその配分を決定しております。

(7) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制

社外取締役（社外監査役）に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 企業統治の体制の内容

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、取締役、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、業務執行の方針を協議する経営会議を設置しております。

なお、社外監査役による外部的見地からの監視のもと、取締役会及び経営会議により審議・意思決

定が行われており、現状の企業規模及び経営の客観性確保の観点からみて適当なコーポレート・ガバナンス体制であると考えております。

また、意思決定に第三者の視点に加え、経営の透明性・客観性を確保するために、平成 25 年 8 月から社外取締役を招聘しております。

①取締役会

当社の取締役会は、取締役 7 名で構成しており、毎月 1 回定期に開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、経営の基本方針、法令、取締役会規程で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

②監査役会

当社は、社外監査役 2 名（うち 1 名は常勤）、監査役 1 名による監査役会を設置しております。

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議への出席、会社の業務及び財産の状況調査並びに各取締役との積極的な意見交換を通じて取締役の職務執行の監査を行なっております。

③経営会議

経営会議は、代表取締役社長を含む全取締役及び部長で構成されており、毎月 1 回定期に開催しております。

経営会議では、取締役会に付議する事項の審議、業務執行にかかる方針及び計画の策定並びに執行状況の確認等を行っております。

④内部監査

内部監査は、会社の組織、制度及び業務が経営方針並びに社内規程等に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することにより、不正及び誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全並びに業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することを目的として、内部監査室長が、内部監査規程に基づき、全部門を対象として計画的に実施いたします。

⑤会計監査

当社は、「如水監査法人」と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適時適切な監査が実施されております。

■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、取締役会及び経営会議により迅速な経営判断や意思決定を実現できるように配慮する一方、社外取締役及び社外監査役による外部的見地からの監視により、十分な監督機能を保持しており、現状の企業規模及び経営の客観性確保の観点からみて最適であると考え、採用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

当社の決算月は5月であり、定時株主総会の開催は集中日と異なる日となっております。

■ 2. IRに関する活動状況

IR資料のホームページ掲載：当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報のほか、業績・財務情報等についても掲載しております。

IRに関する部署（担当者）の設置：管理部にて対応しております。

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーに対し、会社の状況を適時に開示することは上場企業としての責務であると認識しております。

よって今後は、決算説明会の開催や当社Webサイト上のIR情報ページにてステークホルダーとのコミュニケーションを強化していきたいと考えております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①経営理念及び行動指針の主旨徹底を図ることにより、役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に努めるものとする。

②役職員は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び社内規程等の定めに従い、職務を執行するものとする。

③社外取締役及び社外監査役を設置して、取締役の職務執行に対する牽制並びに監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるものとする。

④内部監査を徹底して、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講ずるものとする。

⑤内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

議事録、稟議書及び職務執行に係る重要な情報が記載されたその他の文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期して保存するとともに、適時に閲覧できるよう検索性の高い状態での管理に努めるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのあるリスクについて、その発生を未然防止するために取締役会及び経営会議に報告のうえ対応を協議するものとする。
- ②危機管理規程を整備して、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
- ②取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役会に報告するものとする。
- ③業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。
- ④取締役会に加えて、役職員が経営会議により経営情報を可能な限り共有するとともに、予実管理を徹底して、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図るものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、その職務を補助すべき使用者を置くものとする。

(6) 前項の使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき使用者は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた場合にその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ②監査役の職務を補助すべき使用者の任命、異動等の決定については、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、監査役の意見を考慮して行うものとする。

(7) 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて経営会議及びその他の重要な会議に出席して、又はその議事録等を閲覧するものとする。
- ②取締役及び使用者は、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適切に行うものとする。
- ③取締役及び使用者は、経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのある事項や重大な法令又は定款違反並びにその他不正行為に関する事項を予見し、又は発見した場合は、直ちに監査役に報告するものとする。
- ④取締役及び使用者が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取り扱い及び報復行為等を禁止するものとする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を当社に対して請求した場合は、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれを処理するものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、監査役監査の実効性を確保するために、代表取締役社長、取締役、内部監査責任者及びその他重要な使用人等と必要に応じて意見交換するほか、代表取締役社長に対して監査役監査の体制整備等を要請することができるものとする。

②経営会議及びその他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。

③監査役、内部監査責任者及び監査法人との連携体制の整備に協力するものとする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

①経理業務に係る規程等を整備するとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令等を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとする。

②内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を把握並びに評価するとともに、必要に応じて是正するものとする。

■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。

(2) 取引開始に際して、取引先の反社会性を検証するものとする。

(3) 取引先に反社会性が確認された場合は、速やかに取引を解消するものとする。

(4) 平素から、法律顧問及び警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努めるとともに、有事における対応体制を整備するものとする。

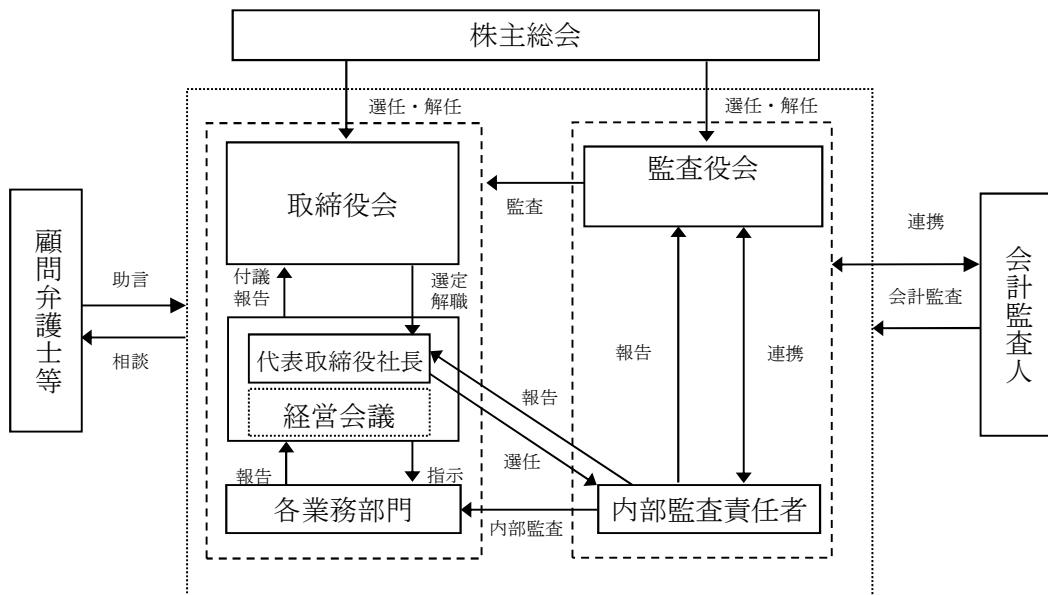
V. その他

■ 1. 買収防衛策の導入の有無 なし

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは、次のとおりです。

